

徹底活用!投資優遇税制 第4回 第1部③DC

2015年10月14日 全10頁

税制優遇は大きいが60歳まで引き出せないDC

ロックがかかることはメリットかデメリットか

金融調査部 研究員 是枝 俊悟

このシリーズでは、個人投資家の視点に立って、複数の制度を横断的に比較分析し、各制度の活用法を徹底研究します。第1部でこの制度はどのような場合に利用するべきか「制度→利用局面」の分析を行います。

第1部の3回目は確定拠出年金(DC)について。DCには拠出時所得控除という税制上の大きなメリットが与えられている一方で、一度拠出した資金は原則60歳まで引き出せません。今回はNISAなど他の制度と比較してDCを利用すべきか否か、DCを含めた保有資産全体での資産配分を考えるべきか否かなどを検討します。

1. 確定拠出年金の制度概要

確定拠出年金(DC)には、企業型と個人型があります。

企業型 DC は、企業が自社の従業員のために掛金を拠出する企業年金です。原則として企業が 掛金を拠出するものですが、規約により従業員も任意で掛金を拠出できる場合があります(これをマッチング拠出と言います)。

個人型 DC は、(現行制度においては)自営業者や、確定給付型 (DB) や確定拠出型の企業年金を実施していない企業の従業員などが任意で加入できる年金制度です。(現行制度においては)掛金は加入者である個人が全額負担します¹。

DC は、確定給付型の年金とは異なり、個人が自己責任で運用を行い、その実績次第で受け取る年金額が変わってくるところに大きな特徴があります。DC 内で運用可能な資産の範囲は、規約によりますが、株式投信、公社債投信、預貯金、保険商品等が中心になっています。

企業型DCの企業の掛金は、掛金拠出時点では給与として扱われず、所得税は課税されません。 個人型DCへの掛金や企業型DCへの従業員からの掛金については、小規模企業共済等掛金控除 として、全額が所得控除されます。

DC で保有する資産は、加入者個人別に管理されていますが、加入者が任意にその資産を引き出すことは原則できません。DC は年金制度の一部として大きな税制優遇が与えられている代わ

_

¹ DC については制度を大きく改正する法案が国会審議中です。この法案による改正点については 7. で後述し、それ以外については現行の制度を前提に説明します。

りに、払い出しは原則として60歳以後に一時金や年金として受け取る場合に制限されているのです。

DC の制度概要 (現行制度)

	企業型 DC	個人型 DC			
加入できる人	企業型 DC の実施企業に勤務する 65 歳未満の従業員で、かつ厚生年金の 被保険者等である人(注)	下記の①か②のいずれか ①国民年金の第1号被保険者 ②65歳未満の厚生年金の被保険者 で、かつ、企業型DBに加入して いない人			
掛金の拠出者	原則、企業が拠出 (規約により、従業員の拠出も可能)	加入者個人が拠出			
拠出限度額	企業型 DB に加入している従業員: 月額 27,500円 企業型 DB に加入していない従業員: 月額 55,000円	上記①の場合:月額 68,000円 上記②の場合:月額 23,000円			
個人が拠出した掛 金の税制上の扱い	小規模企業共済等掛金控除として全額所得控除できる				
資産運用の選択肢	株式投信、公社債投信、預貯金、保険商品等の中から加入者個人が選択				
給付の方法	老齢給付金は、60歳以後に年金または一時金として受け取る (このほか、障害給付金、死亡一時金、または脱退一時金が給付される場合あり)				

(注) 国家公務員共済制度および地方公務員共済制度の加入者を除きます。

(出所) 大和総研作成

2. 運用時の税制

DC で積立金を運用している際、DC 内で購入している金融商品について、利子・配当・譲渡所得などの運用益を得ても所得税等は課税されません。これらの運用益は、DC 内で再投資されます。給付時まで所得税等を課税されずに複利で運用を続けられるのが DC の利点です。

ただし、DCには積立金の残高に対する毎年の課税という仕組みが用意されています。それは、特別法人税というもので、DCのみならず確定給付企業年金や厚生年金基金などの企業年金制度において、毎年、積立金の残高に対し約1.2%の税率で税を課すものです。



特別法人税は、昭和 37 (1962) 年に導入された制度で、企業年金の積立金について所得税の 課税時期を繰り延べる代わりに、その遅延利息相当額について税を課すものでした。しかし、 その後の金利水準の低下等を受け、平成 11 (1999) 年度の税制改正で特別法人税は期限付きで 課税停止され、以後、この期限は延長が繰り返され、現在の期限は平成 29 (2017) 年 3 月 31 日 までとなっています。

DC が導入されたのは平成 13 (2001) 年度であるため、DC の積立金に対し特別法人税が課税されたことはこれまで一度もありません。今後、特別法人税の課税停止が解除される可能性は低いとは思われますが、このようなしくみがあることは注意する必要があるでしょう。

3. 給付時の税制

DC は 60 歳以後、これまでに積み立てられた積立金を原資として、老齢年金として給付を受けるか、老齢一時金を受け取るか、またはその組み合わせとするかを選択できます(規約によります)。

DC から老齢年金や老齢一時金を受け取る場合、それらは運用益部分だけでなく、受け取る全額が原則として所得税等の課税対象になります。すなわち、DC の基本的な税制の仕組みは、掛金の拠出時の所得税課税を給付時まで繰り延べることができるもの、と考えればよいです。

その上で、DC の給付時においては、年金であれば雑所得として公的年金等控除が適用され控除後の金額が課税対象になります。一時金であれば退職所得として退職所得控除が適用され、控除後の金額の 1/2 が課税対象になります。給付時においては現役時よりも一般的には所得が減少しているため、低い税率が適用される可能性が高くなります。現行制度を前提にすると、これらによって、DC の拠出時に所得税等が軽減される額よりも、DC の給付時に所得税等が課税される額の方が一般的に小さくなることが、DC の税制上のメリットと言えます。

4. 他の所得税(運用益)非課税制度等との特徴比較

企業型 DC における企業の掛金額は、一般的には勤続年数・等級・評定等をもとに企業の規定によって定まるもので、従業員が自由に決められるものではありません。ここでは、個人型 DC に加入できる場合か、または企業型 DC に加入していて従業員も拠出ができる場合について、DC に掛金を拠出するべきか、他の制度を利用するべきかを検討します。

DC に加入できるのは 65 歳までで、かつ、DC に一度拠出された掛金は、原則 60 歳まで引き出すことができません。このため、DC を資産運用の一手段として考えて、他の所得税(運用益)非課税の制度等と比較する際には、現役時代に老後に向けた資産形成を行う場合を想定するべきでしょう。

このため、今回の比較表にはジュニア NISA や財形住宅貯蓄は除外し、代わりに運用益非課税の制度と言えるかは微妙ではありますが、個人年金保険も比較対象に加えています。



DCと、他の所得税(運用益)非課税制度等との特徴比較

	確定拠出年金		個人年金保険	NISA	財形年金貯蓄
	企業型	個人型	個八十並休 校	1416/1	対ルキ並対曲
利用できる人	勤め先が制度を導入 していることが条件	加入する年金 制度による	特に	20歳以上なら	勤め先が制度を導入 していることが条件
	65歳未満		制約なし	誰でもOK	契約締結時において 55歳未満
取扱金融機関	勤め先が提携している 金融機関に限られる	自由に 選べる	自由に選べ	る 勤め先が提携している 金融機関に限られる	
個人の掛金拠出時 の税制優遇	小規模企業共済等掛金控除 として全額所得控除		生命保険料控除として 一部所得控除(注1)	特になし	
給付時(払出時)の 課税	給付時は元本部分も含め 課税対象だが、退職所得控除 や公的年金等控除あり		年金給付時は雑所得として運用益部分に課税(公的年金等控除なし)、 解約返戻金を受け取る際は、運用益部分は 原則一時所得として課税(50万円特別控除、 1/2課税あり)	運用益非課税(元本部分も当然課税されない)	
運用できる 金融商品	株式投信、公社債投信、保険 商品、預貯金など		保険商品の中から選択する	上場株式、 株式投信、 ETF、上場REITなど	事実上、預金商品 しか選択できない ケースが多い
スイッチング (運用商品の変更)	自由 (掛金の拠出限度額とは 無関係)		_	可能だが、再購入扱いと なり非課税枠を消費する	事実上できない
払い出しの制限	60歳到達時まで 原則払い出せない		なし (ただし、解約返戻金の条件が不利 になる場合はある)	なし (ただし、非課税枠は消 費する)	原則年金目的に限ら れる(要件違反は5年 遡及課税)

- (注1)支払保険料が年12,000円以下の場合は全額所得控除されます。また所得控除には上限額があります。
- (注2)この表は、各制度の概要を説明したものです。各制度の詳細は、各制度の解説の回を参照してください。
- (注3)確定拠出年金と他制度を比較して各項目の内容が同じもの、または類似しているものを網掛け表示しています。
- (出所)大和総研作成

会社員が老後の資産形成を行おうと考えたとき、拠出時に掛金(保険料、投資額)が全額所得控除される制度は、他にほぼありません 2 。

一定の要件を満たす個人年金保険は、生命保険料控除の対象となりますが、保険料の一部の所得控除であり、所得控除額の上限も年 4 万円 3 までとなっています 4 。DC にも掛金の拠出限度額はありますが、月 2 万 3,000 円~月 6 万 8,000 円(年換算で、27.6 万円~81.6 万円)であり、所得控除できる上限額の大きさは個人年金保険と比べ大きな差があります。

他方で、DC 以外の老後の資産形成を行うため (にも使うことができる) の運用益が所得税非 課税となる制度とを比べると、DC の払い出し制限の厳しさは突出しています。NISA は払い出し の制限は一切ありませんし、財形年金貯蓄は要件違反の払い出しには 5 年遡及課税があります が、払い出すこと自体は可能です。

DCへの拠出は、60歳まで引き出せない「老後のため」のロックがかかる一方で、拠出時所得控除という税制上の大きなメリットが与えられるのです。

^{4 2012}年1月1日以後の契約の場合。



-

² 自営業者の場合は、小規模企業共済、国民年金基金など、拠出時に掛金が全額所得控除される、老後の資産形成を行うため(にも使うことができる)の制度があります。なお、エンジェル税制も出資時の所得控除が得られる制度と言える面もありますが、老後の資産形成という観点で利用すべき制度ではないものと思われるため、ここでは考慮しません。

³ 所得税における金額。住民税においては年2万8,000円が上限。

5. 老後のために資金をロックすることの是非

単純に、税制面を考えて、より保有資産を増やすことだけを考えるのであれば、DC の税制優遇はとても強力なので、DC を積極的に利用して拠出した方がよいということになります。ですが、DC に拠出された資金は 60 歳までロックされます。DC に拠出すべきかそれとも他の制度を利用すべきかは、資金にロックをかけてよいのか(かけるべきか)否かによって判断が分かれることでしょう。

FP (フィナンシャルプランナー) によっては、DC へ拠出された資金が 60 歳まで引き出せない ことをデメリットではなく、メリットとして説明している人もいます。

これは、人は現在の楽しみを優先しがちで、老後の生活のことを十分に考えた上で今いくら 消費し貯蓄するか最適な選択を行うことは容易ではないという前提に立った考え方です。この 考えに基づくと、DC に資金を拠出してロックをかけると、その資金は使うことができないので 目先のことにとらわれがちな人でも老後に十分な蓄えを持つことができるようになるといえる でしょう。

他方、人は将来のことも十分に考えた上で今いくら消費し貯蓄するか最適な選択を行うことはできるとする考え方もあります。この考えに基づくと、DC による資金のロックは余計な制約となります。一度老後のための貯蓄計画を考えたとしても、その後の収支の変動などにより計画を変えるべき局面が訪れる場合があります。そのとき、ロックされた資金を使えないと、借入れを行って余分な金利を支払うことになったり、最適な消費(または投資)そのものが行えなくなったりする場合があります。

ロックのある DC を利用すべきか、ロックのない他制度を利用すべきかについては、今後のライフプランにおいて資金が必要となる時期・金額や、自分は老後のことも十分に考えて最適な消費や貯蓄ができる性格であるのか否か、というのが判断材料になるのではないかと思います。

資金をロックすることの是非の問題については、本シリーズ第 2 部でさらに深掘りして検討していきます。

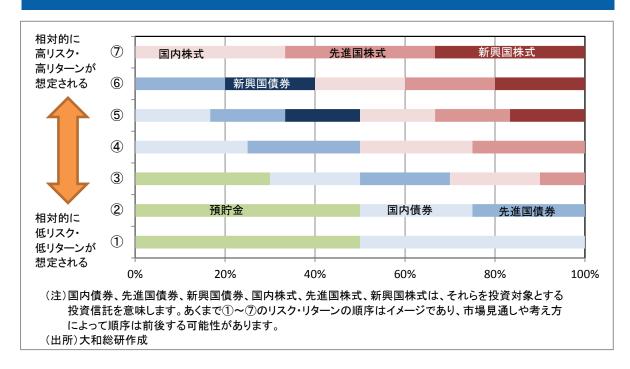
6. DC と他制度を併用する場合の運用のしかた

DC は個人で運用方法を選択する制度ですので、DC 加入者は自己責任原則のもと、各自の望むリスク・リターンに合わせて、DC 内での資産配分を検討するべきでしょう。

例えば、次の図表の①のように、預貯金と国内債券(を投資対象とする投資信託)だけで運用し、期待リターンは低いものの価格変動リスクも低いと想定される資産配分を行うことも考えられます。一方、⑦のように国内株式、先進国株式、新興国株式と、すべて株式(を投資対象とする投資信託)に投資し、価格変動リスクは高いものの期待リターンは高いと想定される資産配分を行うことも考えられます。



DC 内の資産配分例



ただし、これらの資産配分の考え方は、DC の中だけで、資産をどのように配分するかを考える話です。

では、DC以外にもNISAや通常の証券口座でも運用を行っている場合、それらを含めて考えた保有資産全体の資産配分を考える場合は、DCではどのような運用を行うべきでしょうか。

税引後のリターンの最大化を図るのであれば、期待リターンを最大化したり、コストを最小化したりするように各制度に対し資産を割り当てて運用するのが有効でしょう。

DC (および NISA) は運用益が所得税非課税となるので、より期待リターンの高い資産を DC (および NISA) に割り当てた方が、税引後の期待リターンが高くなります。

また、一般的に、DC 内には信託報酬や手数料等のコストが割安な投資信託が用意されていることが多く、特に外国株式を投資対象とする投資信託については、DC を通じて保有するほうが、通常の証券口座やNISA口座などで買い付ける場合よりもコストを抑えやすいと言われることもあります。

これらの面を踏まえて、DC 内では全て外国株式 (を投資対象とする投資信託) に投資するべきと考える FP もいます。

例えば、A さんが次の図表のような資産配分を行うことを考えます。この例では、銀行口座では預貯金のみ、通常の証券口座では国内債券と先進国債券(を投資対象とする投資信託)に投資し、NISAでは国内株式(を投資対象とする投資信託)に投資し、DCでは先進国株式と新興国株式(を投資対象とする投資信託)に投資しています。

それぞれの口座内の保有資産を見ると偏りが見られます。DC の中だけを見ると全額を先進国株式と新興国株式(を投資対象とする投資信託)に投資しており、かなりハイリスク・ハイリ



ターンな運用方針であると考えることもできますが、A さんの保有資産全体でみれば先進国株式 や新興国株式(を投資対象とする投資信託)への配分割合はそう多くなく、バランスのとれた 資産配分をしていると考えることもできます。

銀行口座 預貯金 それぞれの口座だけで 通常の証券口座 国内債券 見れば、資産配分は 先進国債券 偏っていても・・・ NISA 国内株式 新興国株式 保有資産全体でみて最 DC 適な資産配分が行われ れいればよいと考える 先進国株式 合計 400 600 800 1000 1200 1400 1600 万円 (注)国内債券、先進国債券、国内株式、先進国株式、新興国株式は、それらを投資対象とする 投資信託を意味します。 (出所)大和総研作成

保有資産全体で見ればパランスのとれた資産配分をしているAさんの例

一方で、このように期待リターンを最大化したり、コストを最小化したりするように、各制度に対し資産を割り当てて運用する運用方法にもデメリットはあります。保有資産全体で見れば良好な運用成果を挙げることができたとしても、個々の制度内の運用成果には偏りが生じる可能性があります。その場合、各制度の目的にあった運用ができなくなる可能性があります。

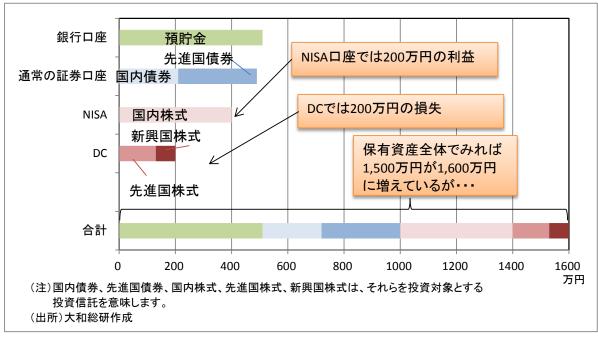
先の例で、A さんは保有資産全体で見ればバランスのとれた資産配分をしていると考えることができました。では、その数年後、国内株式の運用成果は好調で資産が 2 倍に増える一方で、外国株式の運用成果は不調で資産が半分に減ってしまうなど、各資産の運用成果に差ができてきたら、どのような資産配分へと変わるでしょうか 5。

⁵ 国内株式や外国株式の将来の運用成果を予想するものではありません。あくまで保有資産間の運用成果に差ができる場合の例として示しています。



-

A さんの数年後の資産配分(運用成果の一例)



上の図表を見ると、A さんは、分散投資を行った結果、保有資産全体でみれば 1,500 万円を 1,600 万円に増やしています。全体としては、良好な資産運用を行うことができていると考えて もよいでしょう。しかし、各制度においては運用成果に大きな差があります。NISA 口座で保有 する資産は 200 万円から 400 万円に増加している一方、DC では 400 万円の資産が 200 万円に減少しています。

老後も見据えたライフプランを考える上では、DC では 200 万円の損失が生じていることを踏まえると、NISA 口座内で生じている 200 万円の利益はまだ消費に充てるべきではないものと考えられます。しかし、A さんは NISA 口座内で生じている 200 万円の利益を目の前にして、国内株式 (に投資する投資信託)を売却して、現在の消費に充てる誘惑に打ち克つことができるでしょうか。

逆に DC では大きな収益をあげることができた一方で、NISA など他の口座では大きな損失が生じてしまった場合を考えてみましょう。この場合は、老後資金は十分に準備することができるかもしれませんが、手元の資金が大きく減ってしまい、自動車の買換えや子どもの教育費など現役時代のうちに使うお金の工面に困ってしまうかもしれません。

保有資産全体としてはリスク分散が図れたポートフォリオを組んでいても、運用成果によって、DC とそれ以外の資産の配分が大きく変わってしまうと、ライフプランに大きな影響を与える可能性があります。一方で、DC は「老後のための資金」と意識し、他の資産とは切り離してDC の中だけで資産配分を考えれば、こうした不都合はありません。

多少、期待リターンが下がったりコストが増加したりしても、DC は DC の中だけ、NISA は NISA の中だけといった、制度別・目的別に分けて資産配分を考えるのも良いものと思います。



7. 今後の DC の制度改正について

DC 制度を大きく改正する法案が 2015 年の通常国会に提出されました。この法案は通常国会では成立せず継続審議となりましたが、この案が成立し、施行されれば、個人型 DC の加入対象者に、公務員(国家公務員共済および地方公務員共済の加入者)および国民年金の第 3 号被保険者(主婦・主夫など)が対象に加わります。企業型 DC 実施企業の従業員についても、規約によっては個人型 DC にも加入できることになります。また、中小企業について、個人型 DC に企業が掛金を支払うことも可能となります。

制度改正後に新たな検討対象になる点としては、国民年金第3号被保険者が個人型DCに掛金を拠出するべきか否かという点があります。

個人型 DC の掛金は全額、小規模企業共済等掛金控除として所得控除されますが、この所得控除を受けられるのはあくまで掛金を拠出した加入者本人だけであり、その配偶者が所得控除を受けることはできません(この点は、改正法案の施行によっても変わりません)。つまり、夫が会社員で妻が専業主婦の場合、妻が個人型 DC に加入すると妻は所得控除を受けられますが、その夫が所得控除を受けることはできないのです。国民年金第3号被保険者はその定義上、年収は130万円以下ですので、課税所得や納めるべき税額はほとんどなく、個人型 DC に掛金を拠出しても拠出時の税制上のメリットはほとんどありません。

運用益が所得税非課税となる制度としては他にもNISAがあるので、国民年金第3号被保険者がDCに拠出すべきかNISAを利用すべきかを判断する際には、資金にロックをかけてよいのか(かけるべきか)否かが判断基準になるでしょう。

DCのまとめ

DCへの拠出は、60歳まで引き出せない「老後のため」のロックがかかる一方で、拠出時所得控除という税制上の大きなメリットが与えられています。

ロックのある DC を利用すべきか、ロックのない他制度を利用すべきかについては、今後のライフプランにおいて資金が必要となる時期・金額や、自分は老後のことも十分に考えて最適な消費や貯蓄ができる性格であるのか否か、というのが判断材料になるのではないかと思います。

DC 以外にも NISA や通常の証券口座でも運用を行っている場合、保有資産全体で資産配分を考えるべきか、制度ごとに資産配分を考えるか、2通りの考え方があります。

税引後のリターンの最大化を図るのであれば、期待リターンを最大化したり、コストを最小化したりするように、各制度に対し資産を割り当てて運用するのが有効でしょう。ただし、保有資産全体としてはリスク分散が図れたポートフォリオを組んでいても、運用成果によって、DCとそれ以外の資産の配分が大きく変わってしまうと、ライフプランに大きな影響を与える可能性があります。



DC は「老後のための資金」と意識し、他の資産とは切り離して DC の中だけで資産配分を考えれば、こうした不都合はありません。多少、期待リターンが下がったりコストが増加したりしても、DC は DC の中だけ、NISA は NISA の中だけといった、制度別・目的別に分けて資産配分を考えるのも良いものと思います。

(次回は、第1部④財形について)

以上

